

20 監査公表第 1 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 20 年 1 月 31 日

福岡市監査委員	妹 尾 俊 見
同	市 木 潔
同	竹 本 忠 弘
同	福 田 健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象，区分，範囲及び実施期間

(1) 監査の対象局，区分，対象期間及び実施期間

ア 市民局

(事務監査)対象期間 平成18年10月から同19年10月まで
実施期間 平成19年 8 月29日から同年10月11日まで

イ こども未来局

(事務監査)対象期間 平成18年 9 月から同19年 9 月まで
実施期間 平成19年 8 月28日から同年 9 月20日まで

ウ 経済振興局

(事務監査)対象期間 平成18年10月から同19年10月まで
実施期間 平成19年 9 月 3 日から同年10月 4 日まで
(工事監査)対象期間 平成17年 6 月から同19年 5 月まで
実施期間 平成19年 8 月 1 日から同年10月26日まで

エ 下水道局

(事務監査)対象期間 平成18年 9 月から同19年 9 月まで
実施期間 平成19年 9 月 3 日から同年 9 月21日まで
(工事監査)対象期間 平成17年 6 月から同19年 5 月まで
実施期間 平成19年 8 月 1 日から同年10月26日まで

オ 消防局

(事務監査)対象期間 平成18年 9 月から同19年10月まで
実施期間 平成19年 8 月28日から同年10月12日まで

カ 水道局

(事務監査)対象期間 平成18年 9 月から同19年 9 月まで
実施期間 平成19年 8 月29日から同年 9 月19日まで

キ 交通局

(事務監査)対象期間 平成18年 9 月から同19年 9 月まで
実施期間 平成19年 8 月29日から同年 9 月14日まで

ク 教育委員会

- (事務監査)対象期間 平成18年10月から同19年10月まで
実施期間 平成19年8月28日から同年10月11日まで
(工事監査)対象期間 平成17年6月から同19年5月まで
実施期間 平成19年8月1日から同年10月26日まで

ケ 人事委員会事務局

- (事務監査)対象期間 平成18年10月から同19年9月まで
実施期間 平成19年9月3日から同年9月21日まで

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局及び各行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を，工事監査は各局及び教育委員会所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は，前記の対象事務が，適正かつ効率的に行われているかを主眼として，事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を，工事監査は別表1から別表3までの工事等に係る関係書類を検査するとともに，関係職員から説明を聴取し，必要に応じ現地調査を行った。

4 テーマ監査

今回の事務監査及び工事監査においては，複数の部局等に共通する事務事業の中から監査のテーマを設定し，チェックや比較検証を行う「テーマ監査」を局別監査に併せて実施した。

5 監査の結果

監査の結果は，おおむね良好と認められたが，下記のとおり一部の局において注意，改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

(1) 局別監査

ア 市民局

特に指摘する事項はなかった。

イ こども未来局

(ア) 民間児童福祉施設運営費補助金の交付事務について注意を求めるもの

市は補助金の交付に当たっては，交付の目的に従って公正かつ効率的に行う必要がある。しかしながら，平成18年度及び同19年度の「福岡市民間児童福祉施設運営費補助金」の交付事務において，交付先団体が運営する施設の整備，入所者等の処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るための資金として，補助対象期間を年間を通したものとしているにもかかわらず，次のように交付決定及び支出に係る事務処理を大幅に遅延しているなど，不適切なものとなっていた。

補助金の交付に当たっては，その助成目的を踏まえ，速やかに行うよう十分注意されたい。

- a 平成18年度補助金の交付決定及び支出事務を，出納閉鎖直前に行っていた。
- b 平成18年度補助金の交付決定通知書及び同確定通知書について，決裁を得ていたにもかかわらず，発送していなかった。
- c 平成19年度補助金の交付決定を，実査日現在(平成19年9月7日)行っていないかった。

(こども家庭課)

(イ) 保育所建設費等補助金の交付について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

市は補助金の交付に当たっては，福岡市補助金交付規則及び補助金交付要綱等に則り，交付の目的に従って公正かつ効率的に行う必要がある。しかしながら，平成18年度「保育所建設費等補助金」の交付事務において，次のような事例が見受

けられ、補助金の交付決定及び補助金の額の確定手続が、規則や要綱の規定どおりに行われておらず不適切なものとなっていた。

補助金の交付に当たっては、その透明性を確保するうえからも、交付額の積算や補助事業の成果の確認など、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

- a 補助金の交付決定を、本市の交付要綱と異なる国補助金の積算方法で行っていた。
- b A 保育園に係る補助事業の完了確認等が不適切であった。
 - (a) 履行期限直前に補助事業者から変更届が提出され、工期、事業内容及び事業費が大幅に変更されているが、事業の遂行見込み等が十分検証されておらず、変更交付決定も行っていなかった。
 - (b) 補助事業の完了確認において、担当者が現地確認を行ったのみで、竣工写真等の事業完了を客観的に確認できる書類がないまま、補助金の額を確定していた。

(保育所整備課)

(ウ) 指定管理者による公の施設の管理運営業務について適正な履行確認を求めるもの

指定管理者による公の施設の管理運営業務が完了したときは、協定に基づき、完了検査により履行の確認を行わなければならない。また、検査の結果、是正を要すると認められる場合には、速やかに必要な措置を指示するなど、協定書や実施計画に定める業務が適正に履行されていることを確認のうえ、管理料を支出又は精算しなければならない。しかしながら、平成 18 年度及び同 19 年度の「福岡市立小呂保育所」の管理運営業務において、次のように不適切な業務報告や会計経理事務が見受けられたにもかかわらず、履行確認を十分行わないまま業務完了と認め、管理料の額を確定し精算していた。

指定管理者による公の施設の管理運営業務に当たっては、執行状況を十分把握するとともに、報告書類の検証や実地調査など適正な履行確認を行われたい。

- a 実施協定書に定める業務報告が適正になされていなかった。
 - (a) 協定で定める閉所日に開所していたにもかかわらず把握していなかった。
 - (b) 本市に提出された事業報告書(年間行事)において、記載内容が実績と相違しているものが多数あった。
- b 会計年度を越えて支出しているものや支出額の算定を誤っているものなど不適切な会計経理事務を行っていた。

(保育課)

ウ 経済振興局

特に指摘する事項はなかった。

エ 下水道局

特に指摘する事項はなかった。

オ 消防局

郵便切手の出納管理について注意を求めるもの

郵便切手の出納管理に当たっては、使用状況の把握、現物の確認とともに帳簿の点検等、適時検査を行わなければならない。しかしながら、平成 18 年度及び同 19 年度において、次のような不適切な事例が見受けられた。郵便切手は金券であり、その出納管理に当たっては、福岡市会計規則等に則り、適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 消防団係で管理している郵便切手出納簿において、物品管理者等の確認印が、すべて押印されていなかった。
- (イ) 警防係で管理している郵便切手出納簿において、前回実査日(平成 17 年 9 月 12 日)以降、出納状況の正確な記帳やその確認がされておらず、次のような事

例があった。

- a 出納毎の残額がすべて記載されておらず、月計や累計に誤りがあった。
- b 18年度の出納簿が、19年度に改正された新様式で作成されていた。
- c 実査日現在、現物と出納簿の残額が一致しておらず、在庫管理が不十分であった。

(警防課)

カ 水道局

特に指摘する事項はなかった。

キ 交通局

特に指摘する事項はなかった。

ク 教育委員会

(ア) 教職員の自家用車の公務使用に係る事務手続きについて注意を求めるもの

教職員が、自家用車を公務に使用しようとする場合は、一定条件以上の任意保険に加入したうえで、「自家用車届」により校長に届け出て、その登録を受けなければならない。また、登録を受けた内容に変更が生じた場合は、遅滞なく校長に変更内容を届け出なければならない。さらに、登録されている自家用車が、要件を満たさないものとなった場合は、校長は登録を抹消しなければならない。しかしながら、平成18年度及び同19年度において、届け出されていた任意保険には、既に保険期間を経過しているものがあるにもかかわらず、任意保険更新による変更内容の手続きがなされないまま、自家用車を公務に使用している不適切な事務手続きとなっていた。

教職員の自家用車の公務使用に当たっては、登録に必要な関係書類の提出を職員に促し、内容確認を的確に行うとともに、今後適切に事務手続きを行われない。

(福岡女子高等学校)

(イ) 補助金交付について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

補助金の交付に当たっては、補助金の交付先団体の会計経理事務が適正に行われているか指導・監督するとともに、補助事業完了後に実績報告書を求める等して調査確認のうえ、補助金の額の確定をする必要がある。しかしながら、平成18年度「福岡市学校保健会補助金」の支出事務において次のような事例が見受けられた。補助金の支出に当たっては、交付先団体の事務局が当課内にあることでもあり、交付先団体の事務処理が適切に執行されるよう指導監督するとともに、事業実績の調査確認を的確に行うよう十分注意されたい。

- a 交付先団体から実績報告書が提出されておらず、補助金の額の確定も行っていなかった。
- b 収支差額が発生しているにもかかわらず、精算処理を行っていなかった。

(健康教育課)

(ウ) 物品購入契約事務について適正な事務処理を求めるもの

物品を随意契約により購入する場合は、競争性や経済性の確保が必要であり、10万円を超える物品購入に当たっては、2者以上から見積書を徴して行わなければならない。また、見積書の記載事項はすべて業者が記載しなければならない。しかしながら、平成18年度及び同19年度の物品購入契約において、次のような事例が見受けられ、不適切な事務手続きとなっていた。

物品購入に当たっては、契約事務規則等関係法令に則り、適正に事務処理されたい。

- a 10万円を超える物品購入において、1者からの見積書を徴したのみで契約を締結しているものがあった。
- b 2者から見積書を徴している物品購入において、契約相手方以外の者の見積

書の見積日はすべて空白であった。また、契約相手方の見積書の見積日は職員が記載していた。

c 見積日が、契約締結日後の日付になっているものがあった。

(福岡女子高等学校)

(I) 学校等における薬品等の適正管理について注意を求めるもの

学校等における薬品等の管理に当たっては、「学校の危機管理マニュアル」をはじめ関係法令に則り、管理台帳により記録を行うとともに、その使用目的及び使用状況を定期的に点検するなど、適正に行わなければならない。しかしながら、平成18年度及び同19年度の薬品等管理事務において、管理台帳への使用状況の正確な記録やその確認がなされておらず、管理が不適切なものとなっていた。

薬品等は、劇物等も含まれており、その管理に当たっては、管理台帳により正確に記録するとともに、定期的に点検を行うなど、適正に管理されたい。

a 薬品管理台帳の様式は統一されておらず、管理に必要な項目の記載がないものがあった。また、使用状況の定期点検もなされていなかった。

(教育センター管理課、福岡女子高等学校、福岡西陵高等学校、千代中学校)

b 記録されている在庫と現物が一致していなかった。

(福岡女子高等学校、福岡西陵高等学校)

(オ) 財団法人福岡市教育振興会貸付金のあり方について検討を求めるもの

福岡市は財団法人福岡市教育振興会が行っている奨学金貸与事業に対し貸付を行っているが、同振興会には奨学金貸与事業を行うに十分な自主財源がなく、自己資金を確保する手段も講じられていないことから、不足分は福岡市からの貸付金により補填されている。

福岡市貸付金は短期貸付金であり、同振興会は年度当初に福岡市から資金を借り受け、年度末に金融機関から一時的に資金を借入れ、福岡市に返済することを繰り返しているが、同振興会の福岡市及び金融機関からの借入金の額は年々増加している。平成19年度においては、福岡市貸付金は36億3,030万円を見込んでおり、奨学金貸与事業の規模は拡大傾向にある。

平成18年度包括外部監査においても、同振興会が奨学金貸与事業を行うことに疑問を呈されており、福岡市教育振興会奨学金貸与事業及び当該事業にかかる貸付金のあり方について、具体的な対策を検討されたい。

(学事課)

(カ) 財団法人福岡市学校給食公社への給食物資代金未払金の取扱いについて検討を求めるもの

学校給食の運営については、「福岡市立学校学校給食管理規程」において、教育委員会の指導助言により、当該学校の校長が計画し、管理し、職員を指導監督して行うこととし、福岡市は財団法人福岡市学校給食公社と「福岡市立学校の学校給食運營業務の一部委託契約」を締結して、給食物資については同公社が購入し、学校長が生徒の保護者から徴収する給食費をもとに、給食物資代金を同公社に支払うこととしている。しかしながら、中学校における校長から同公社への給食物資代金未払金は多額となっており、中には、生徒の保護者から未納となっている給食費が全額納付されても、同公社へ給食物資代金が完済できない中学校もある。これは、一つには同教育委員会の指導もあり、生徒の保護者から学校長への給食費未納金について、平成18年度から不納欠損の運用を改め、卒業後5年を経過したものについては、原則として全てを不納欠損の対象とすることとしながら、一方で中学校長から同公社への給食物資代金未払金については、何ら措置が講じられていないためである。

今後、引き続き、給食費未納金の回収に鋭意努力するとともに、給食物資代

金未払金の取扱いについて検討されたい。

(健康教育課)

ケ 人事委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

(2) テーマ監査

テーマ：「旅費支給事務について」

今年度のテーマ監査については、旅費支給事務をテーマに、共通して見られる改善すべきと思われる事務処理の傾向や制度上の課題を把握・検証するとともに、関係部署との協議を踏まえながら、事務の適正化や効率化に向けた支援につなげていくことを主眼に、年度を通じて定期監査の中で実施している。

今回、実施した結果、指摘には至らなかったものの、これまで監査を通して注意・指導してきた事項等が未だに繰り返されているものが多数見受けられた。

まず、旅費の精算では、旅行命令書精算欄への記載漏れや、支払いまでに一定期間を要しているものなどが見受けられるとともに、東京国際(羽田)空港などにおける旅客施設使用料の取り扱いを誤っているものが散見された。

また、旅費の算定では、標準的な行程に基づいて作成された旅費定額表は、積極的に活用されていたが、目的地が複数箇所の場合など、旅費定額表が利用できない算定事務の煩雑さに対して多くの声が聞かれた。

以上のことから、制度の周知に努められるとともに、効率性、経済性の観点から、旅費算定に係る事務の集中化等、より一層の合理化について検討を行われたい。

(工事監査)

(1) 局別監査

ア 経済振興局

(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成17年度「福岡競艇場土捨場土留擁壁改修工事」

(契約金額5,857万7,400円)

本工事に使用するクローラ式杭打機(ベースマシン)の分解・組立輸送費の設計積算において、当該機械の質量区分により分解・組立輸送費を算出することとなっているが、その区分を誤って適用していたため、過小な費用を積算計上していた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(開催運営課 港湾局維持課関連)

(イ) 設計積算及び施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成17年度「福岡競艇場旧前売棟跡地駐車場整備工事」

(契約金額4,347万8,400円)

(a) 本工事歩道部のカラーアスファルト合材単価は3社から見積りを徴集し設計積算していたが、形状寸法、品質、規格、取扱い数量等の見積り価格を左右する条件を付した依頼書を提示しておらず信頼性のある見積りではなかった。

明確な意図を持って見積りを徴集しなかったために、同材料を多用している市の他の部署で採用している単価に比べ本工事で採用した単価は高い金額となっており、信頼性のある設計積算がなされたとはいえない。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(b) 本工事散水設備工及び電線管布設工の単価に、諸経費を含んで設計積算しており、諸経費を二重に計上していた。単価は諸経費を除いた額とすべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

- (c) 本工事において本市再生水を利用した散水設備を設置したが、「福岡市再生水利用下水道条例」によると、再生水を利用しようとする者（すでに再生水の供給を受けている者で、広域雑用水道の新設、改造等を行おうとする者を含む。）はあらかじめ市長に利用の申請をして市長の承認を受け、その後に工事着手の届け出を行い完了検査を受けなければならない。しかし、これらの手続きがなされていなかった。

「福岡市再生水利用下水道条例」を遵守し、同条例に定める手続きを行うべきであった。

適正な施工管理に努められたい。

(経営企画課 建築局施設建設課関連)

イ 下水道局

- (ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成15年度「月隈第6雨水幹線(2)築造工事」

(契約金額19億6,661万5,350円)

本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。

また、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したが、変更後の契約図書においても明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(東部建設課)

また、下記4件の工事においても同様な事例が認められた。

- ・平成17年度「松崎橋再生水管橋梁添架工事」

(契約金額1,613万7,450円)

(東部建設課)

- ・平成17年度「月隈(西月隈1丁目)地区下水道築造工事」

(契約金額2億2,615万4,250円)

(東部建設課)

- ・平成18年度「堅粕(堅粕4丁目)地区下水道築造工事」

(契約金額2億3,073万2,250円)

(東部建設課)

- ・平成18年度「準用那珂古川河川改修(護岸根継)工事」

(契約金額5,894万5,950円)

(河川建設課)

b 平成16年度「月隈第5雨水幹線築造工事」

(契約金額2億1,016万3,800円)

本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。本工事の当初契約図書においては、交通誘導員の配置人員等が明示されていたが、設計変更を行った際に、施工内容を変更したこと等により交通誘導員の人員を変更したにもかかわらず変更後の

契約図書には明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(東部建設課)

また、下記 4 件の工事においても同様な事例が認められた。

・平成16年度「比恵 8 号幹線築造工事」

(契約金額11億3,219万8,200円)

(博多駅地区浸水対策室)

・平成15年度「東長尾第10雨水幹線(2)築造工事」

(契約金額16億7,117万8,950円)

(中部建設課)

・平成16年度「鳥飼 2 号幹線築造工事」

(契約金額11億5,847万8,650円)

(中部建設課)

・平成17年度「七隈第18雨水幹線築造工事」

(契約金額 1 億9,229万2,800円)

(中部建設課)

c 平成18年度「堅粕(堅粕 4 丁目)地区下水道築造工事」

(契約金額 2 億3,073万2,250円)

本工事の特記仕様書(下水道管渠更生工法・製管)によると更生管材料の形状寸法及び適用する更生管内径は設計図書のとおりとするとあるが、契約図書にその内容が明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化、また、竣工時の検査のためにも設計図書による明示は不可欠であり、契約図書に明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(東部建設課)

d 平成17年度「比恵(博多駅南 3 丁目)地区下水道築造工事」

(契約金額 4 億1,011万50円)

本工事の立坑土留工において、ライナープレート材は単価表等に掲載のない中間サイズの製品を使用している。

土木工事設計標準歩掛等によるとこのような場合の設計単価は、中間サイズの見積単価に、物価資料に掲載された直近上位のサイズの単価と同サイズの見積単価の比率を乗じて決定することになっているが、直近上位のサイズの見積りを徴集していたにもかかわらず、比率を乗じることなく中間サイズの見積単価をそのまま設計単価として積算していた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(博多駅地区浸水対策室)

e 平成17年度「七隈第18雨水幹線築造工事」

(契約金額 1 億9,229万2,800円)

本工事のボックスカルバート(2,000mm×1,500mm)の設計積算において、設計図書では縦締を行う仕様となっていたが、縦締費用を含まない単価を採用していた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(中部建設課)

f 平成18年度「福岡(薬院 4 丁目)地区下水道築造工事」

(契約金額 1 億8,481万4,700円)

(a) 本工事の到達立坑に使用するライナープレートにおいて、同単価を設計積算の電算システムに入力する際、入力を誤り過大な単価により設計積算していた。

今後は、十分に精査するとともに適正な設計積算を図られたい。

(b) 本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。本工事の当初契約図書においては、交通誘導員の配置人員等が確定できない表現で記載されていた。また設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したにもかかわらず変更後の契約図書には明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(中部建設課)

g 平成16年度「飯倉第3雨水幹線築造工事」

(契約金額13億2,717万6,900円)

本工事の現場打ち水路のスクリーンゲート設置において、スクリーンゲートの工場製作にかかる費用である工場原価を共通仮設費及び現場管理費算出の対象額に含めて設計積算していた。土木工事設計標準歩掛においては、スクリーンゲートの工場製作にかかる費用である工場原価は、共通仮設費及び現場管理費算出の対象額に含めないとしているので、対象額に含めて設計積算すべきでなかった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(西部建設課)

h 平成17年度「都市基盤那珂川河川改修(高水敷)工事その2」

(契約金額4,305万円)

本工事の土工の残土処理については、当初指定処分としていたが、含水土であるために指定処分先から受け入れを拒否され、自由処分に設計変更した。しかし、残土運搬距離を指定処分の運搬距離から自由処分の運搬距離に変更していなかった。その結果、残土の運搬費用の設計積算に誤りが生じた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(河川建設課)

(イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成17年度「城西6号幹線築造工事」

(契約金額3億5,914万5,150円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第11条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないことになっているが、通知書を提出していなかった。

今後は、適正な施工管理に努められたい。

(西部建設課)

b 平成17年度「中部水処理センター再生処理施設機械設備増設工事」

(契約金額1億1,972万3,415円)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理するか、または許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に委託しなければならないとなっているが、本工事において発生したコンクリート殻及びアス

ファルト殻を収集運搬業の許可を持たない下請業者に運搬させていた。収集運搬業の許可を持たない下請業者に運搬させるべきでなかった。また、中間処分場において搬入等の写真を撮影していなかった。工事写真は処理が適正に施工されたことを確認・証明するものであるため撮影すべきであった。

今後は、適正な施工管理に努められたい。

(施設課)

(ウ) 契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成17年度「都市基盤水崎川河川改修(樋門下部)工事」

(契約金額 1億5,277万6,050円)

本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において鋼矢板の単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。

請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を通常の手続きで行ったことは、適切な契約変更ではなかった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(河川建設課)

b 平成17年度「準用七隈川河川改修(護岸)工事その2」

(契約金額 3億2,279万2,050円)

本工事において、数回行われた工期の変更を内容とする契約変更のうちの1回において、関係者間の調整は工期内になされていたものの、変更契約の締結が変更前の契約における工期を過ぎた日付でなされており、適正な契約事務ではなかった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(河川建設課 財政局契約課関連)

(I) 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成16年度「山王2号雨水調整池築造工事」

(契約金額10億6,701万9,450円)

(a) 本工事の本体築造工土工において、バックホウによる掘削施工条件の変更を行ったが、変更の設計積算においてバックホウによる掘削土量の一部の残土運搬費を計上していなかった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(b) 本工事の本体築造工に係る構造物取り壊し後のコンクリート殻の運搬、処理費を当初設計においては適正に計上していたが、コンクリート殻量を設計変更した際に、その全量は適正に処理されていたものの一部の運搬、処理費を計上していなかった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(c) 本工事の本体築造工笠コンクリート工等の設計積算において、全体鉄筋数量が10t以上であるにもかかわらず単価に加算率による割り増しをしているものがあつた。加算率による割り増しは、土木工事設計標準歩掛においては全体鉄筋量が10t未満の施工規模の場合に適用するとあるので、割り増しすべきではなかった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(d) 本工事の本体築造工土工において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において岩掘削の

単価を誤っていたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない単価を修正変更して、請負代金額の変更がされていた。

請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を通常の手続きで行ったことは、適切な契約変更ではなかった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(博多駅地区浸水対策室)

b 平成16年度「福岡(地行3,4丁目外3)地区下水道築造工事」

(契約金額7,770万1,050円)

契約変更の手続きの時期について工事特記仕様書等によると、軽微なものを除きその必要が生じた都度遅滞なく行うものとなっている。

しかし、本工事の施工に際し立坑の増工、推進工法の変更などの軽微ではない変更が必要となったが、現場の施工が先行し、設計変更及び契約変更の手続きについては後日まとめて行われていた。増工等が必要となった時点で遅滞なく変更の手続きを行うべきであった。

また、本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされているが、上記の後日まとめて行われた工事内容の変更等に伴って変更になった配置人員が変更後の契約図書には明示されていなかった。さらに、その設計変更をした配置人員と施工現場における配置人員の員数の整合性も確認できなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員を明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算及び契約事務を図られたい。

(中部建設課)

(ウ) 施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成18年度「処理区域内下水管清掃業務委託」

(契約金額7億1,610万円)

本委託は、全市域を対象とした下水管渠の閉塞危険箇所調査業務と下水管渠の清掃業務を委託したもので、調査業務は下水道局が、清掃業務は各区役所が担当し、監督、検査もそれぞれで責任分担するものである。また、業務委託料は、月ごとの業務が完了し検査合格後に月ごとに支払うことになっている。

本委託の事務執行において、監督員の任命、検査員の任命が行われていない等の手続きの不備があった。また、本委託仕様書等に規定された受託者が行うべき事項において、閉塞危険箇所マンホール堆積状況の写真が撮影されていないなど一部に不備があった。さらに、本委託内の調査業務に関して履行確認の検査が行われていなかったが、検査に合格したのものとして業務委託料が支払われていた。福岡市契約事務規則等に基づき適正に事務手続きを行うべきであった。

適正な施工管理及び契約事務に努められたい。

(保全課)

ウ 教育委員会

(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成17年度「姪浜中学校雨水貯留施設設置工事」

(契約金額8,589万4,200円)

(a) 本工事の設計積算を行うにあたって、雨水貯留槽の資材価格と施工費用を合わせた(材工費)見積りを施工実績がある資材メーカー1社及び施工実績

がない販売代理店2社より徴集し、その価格を設計積算に採用していた。また、その見積りは内訳の各項目において金額が3社ともに同額であった。

このような見積り徴集方法及び見積り金額は適正であるとはいいがたく、資材、施工の見積りを分離し、資材については資材メーカーから、施工については施工業者から見積りを徴集し、比較検討すべきであった。

今後は、適正な見積り徴集、設計積算を図られたい。

- (b) 本工事の仮設工の設計積算において、変更設計時にバイプロハンマによるH形鋼打込工、引抜工を増工していたが、バイプロハンマ杭打機の分解・組立輸送費を計上していなかった。同費用を計上すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(施設整備課 建築局施設建設課関連)

- b 平成18年度「福岡城上の橋大手門石垣保存修理工事」

(契約金額4,772万5,650円)

工事価格は直接工事費と諸経費(共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等)より構成されている。諸経費は経費率を使用し算出するが、本工事におけるその経費率は、本工事が平成18年度工事であるにもかかわらず、平成15年度の経費率を適用して積算されていた。その結果、誤った諸経費となっていた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(文化財整備課)

- (イ) 契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成18年度「西戸崎小学校プール改築工事」

(契約金額3,517万5,000円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第13条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載することとなっているが、記載されていなかった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(施設整備課 建築局施設建設課関連)

- (2) テーマ監査

今回は「原課契約について、その契約から検査、支払いまでの行政事務が適法、適正になされているか」をテーマとして監査を実施した。

なお、経済振興局、教育委員会については、特に指摘する事項はなかった。

下水道局

テーマに基づき発注課において契約がなされた工事112件について監査を行ったところ、次のような改善を要する事例が見受けられた。

発注図書に図面がないもの、監督員の任命がされていないもの、建設業退職金共済制度に係る報告書がないもの、工事の受渡書がないもの、工事の引受人が指名されていないもの、物品の様式で手続きが行われたものなど、19件の工事について39項目の不適切な事例が見受けられた。

今後は、適正な事務処理に努められたい。

別表 1

経済振興局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
鳥越多目的広場整備工事	26,460,000 円	平成18年10月26日から 平成19年2月28日まで
福岡競艇場駐車場解体工事	当初 250,950,000 円 変更 249,200,700 円	平成17年11月16日から 平成18年6月30日まで
福岡競艇場第2駐車場整備工事	当初 42,525,000 円 変更 44,379,300 円	平成18年11月23日から 平成19年3月15日まで
福岡競艇場女性・子どもルーム他諸室改築電気設備工事	49,350,000 円	平成17年11月16日から 平成18年3月15日まで
福岡競艇場競技進行設備更新工事	27,825,000 円	平成18年8月29日から 平成19年1月30日まで
外 2件省略		

別表 2

下水道局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
西戸崎(西戸崎5丁目外4)地区下水道災害復旧工事	当初 113,491,350 円 変更 110,163,900 円	平成17年9月6日から 平成18年3月25日まで
荒戸3丁目外地区再生水管布設工事	当初 105,932,400 円 変更 108,404,100 円	平成17年8月2日から 平成18年3月15日まで
西新第1雨水幹線(2)築造工事	当初 427,612,500 円 変更 455,790,300 円	平成16年8月19日から 平成18年3月25日まで
田尻ポンプ場新築工事	103,425,000 円	平成17年10月26日から 平成18年3月15日まで
都市基盤水崎川河川改修(樋門機械設備)工事	207,900,000 円	平成17年5月17日から 平成18年4月30日まで
外 53件省略		

別表 3

教育委員会 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
屋形原養護学校増築用地造成工事	当初 44,551,500 円 変更 43,671,600 円	平成18年11月2日から 平成19年3月15日まで
臼佐中学校校舎耐震改修その他工事	当初 145,950,000 円 変更 146,528,550 円	平成17年5月28日から 平成17年12月5日まで
和白丘中学校講堂兼体育館その他改築工事	当初 203,280,000 円 変更 202,612,200 円	平成17年7月5日から 平成18年3月8日まで

姪北小学校校舎改造その他 工事（B工区）	当初 変更	370,650,000 円 375,196,500 円	平成18年5月16日から 平成19年2月28日まで
姪北小学校校舎改造その他 衛生設備工事	当初 変更	84,000,000 円 85,003,800 円	平成18年7月7日から 平成19年3月10日まで
外 18件省略			